

○指名停止等措置に係る苦情処理の手続について

経会第34号

平成18年5月22日

改正 平27.3.30経会第150326001号

平29.3.30経会第170330001号

令3.3.12経会第210310001号

本社内各長 殿

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

理 事 長

指名停止等措置に係る苦情処理の手続について（通達）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止等措置に係る苦情処理の手続については、平成18年5月1日以降指名停止等するものから下記によることとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

記

1 対象となる措置

本通達による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

ア 措置要綱の規定による指名停止（期間等及び措置対象区域の変更を含む。以下単に「指名停止」という。）

イ 措置要綱の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

2 期間の計算

(1) 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

(2) 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

3 指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示

- (1) 理事長は、措置要綱第6条第1項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。
- (2) 理事長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

4 苦情申立て

- (1) 1に掲げる措置を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てることができるものとする。
- (2) 苦情申立てに係る書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 申立者の商号又は名称及び住所
 - イ 申立てに係る措置
 - ウ 申立ての趣旨及び理由
 - エ 申立ての年月日
- (3) 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - ア 指名停止 当該指名停止の期間内
 - イ 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

5 苦情申立てに対する回答

- (1) 理事長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、(1)の回答期間を延長することができるものとする。

6 苦情申立ての却下

理事長は、4(3)の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

7 再苦情申立てについての教示

理事長は5(1)の回答又は6の却下をする場合には、5(1)又は6の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

8 苦情処理結果の公表

理事長は、5(1)の回答をしたときは、苦情申立てに係る書面及び回答に係る書面を速やかに公表するものとする。

9 再苦情申立て

- (1) 5(1)の回答又は6の却下に不服がある者は、書面により、理事長に対して再苦情申立てをすることができるものとする。
- (2) 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - ア 指名停止 当該指名停止の期間内（5(1)の回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあつては、5(1)の回答の翌日から起算して2週間以内)
 - イ 警告等 5(1)の回答の翌日から起算して2週間以内

10 入札監視委員会に対する審議依頼

理事長は、再苦情申立てがあつたときは、速やかに入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

11 再苦情申立てに対する回答

- (1) 理事長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。
- (2) (1)の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - ア 再苦情申立てが認められなかった場合にあつては、その旨及び理由
 - イ 再苦情申立てが認められた場合にあつては、その旨及びこれに伴い理事長が講じようとしている措置の概要

12 再苦情申立ての却下

理事長は、9(2)の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

13 再苦情処理結果の公表

理事長は、11(1)の回答をしたときは、再苦情申立てに係る書面及び回答に係る書面を速やかに公表するものとする。